

介護老人保健施設 悠々荘 令和6年6月～ 利用料

通所リハビリテーション

*単位＝円

項 目			円/日
通常規模事業所	1 時間以上 2 時間未満 ※ 1 1 時帰り	要介護 1	369
		要介護 2	398
		要介護 3	429
		要介護 4	458
		要介護 5	491
	2 時間以上 3 時間未満	要介護 1	383
		要介護 2	439
		要介護 3	498
		要介護 4	555
		要介護 5	612
	3 時間以上 4 時間未満 ※ 1 3 時帰り	要介護 1	486
		要介護 2	565
		要介護 3	643
		要介護 4	743
		要介護 5	842
	4 時間以上 5 時間未満 ※ 1 4 時帰り	要介護 1	553
		要介護 2	642
		要介護 3	730
		要介護 4	844
		要介護 5	957
	5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	622
		要介護 2	738
		要介護 3	852
		要介護 4	987
		要介護 5	1,120
	6 時間以上 7 時間未満 ※ 1 6 時帰り	要介護 1	715
		要介護 2	850
		要介護 3	981
		要介護 4	1,137
		要介護 5	1,290
	7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	762
		要介護 2	903
		要介護 3	1,046
		要介護 4	1,215
		要介護 5	1,379

介護老人保健施設 悠々荘 令和6年6月～ 利用料

通所リハビリテーション

*単位＝円

項 目		円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18
リハビリ提供体制加算	3時間以上4時間未満	12
	4時間以上5時間未満	16
	5時間以上6時間未満	20
	6時間以上7時間未満	24
	7時間以上	28
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		8.6%
食費（おやつ代含む）		670/日
令和7年6月～		690/日
日用品費		100/日

※下記加算は必要に応じて算定します

入浴介助加算Ⅰ	40
入浴介助加算Ⅱ ※入浴援助計画書作成	60
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 （さぬき市多和地区・さぬき市松尾地区の一部・三木町奥山・小菟地区）	5.0%
送迎減算	片道 47
退院時共同指導加算（施設医師や理学療法士等が退院前カンファレンスに参加）※オンラインでの参加も可	600
感染症及び災害発生時加算（前年度月平均、5%以上減少時）	3.0%
リハビリマネジメント加算（イ） ・利用開始から6ヶ月以内は毎月、6か月超過は3カ月に1回、リハビリテーション会議を開催、 <u>理学療法士等</u> が参加します。開催は施設内や御自宅で行います	6カ月以内 560/月 6カ月超過 240/月
リハビリマネジメント加算（ロ） ・上記内容（イ）に加え、リハビリテーション内容等の情報を厚生労働省に提出（L I F E）	6カ月以内 593/月 6カ月超過 273/月

介護老人保健施設 悠々荘 令和6年6月～ 利用料

通所リハビリテーション

*単位＝円

項 目		円/日
リハビリマネジメント加算（ハ） ・上記内容（ロ）に加え、栄養アセスメント及び口腔アセスメントを実施		6カ月以内 793/月 6カ月超過 473/月
リハビリテーション会議に施設医師が参加		270/月
短期集中個別リハビリ 加算	退院・退所・認定日より3ヶ月以内 リハビリは40分以上実施	110
認知症短期集中リハ加算 1 (退院退所または通所開始3ヵ月以内 週2日まで)		240
認知症短期集中リハ加算 2 月4回以上リハビリを実施、生活機能に資するリハビリを行います。		1920/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算※6ヶ月以内のみ 生活行為の内容の充実を図るためのリハビリを行います。専門的な知識を有する作業療法士又は研修を修了した理学療法士が担当します。算定にはリハマネ加算A又はBが必須		1250/月
科学的介護推進体制加算		40/月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算		33/月
栄養改善加算		200
栄養アセスメント加算 ※厚生労働省に情報提出		50
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 口腔及び栄養状態の確認		20
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 口腔又は栄養状態の確認		5
口腔機能向上加算Ⅰ		150

介護老人保健施設 悠々荘 令和6年6月～ 利用料

通所リハビリテーション

*単位＝円

項 目	円/日
□腔機能向上加算Ⅱ ※リハマネ加算算定	155
□腔機能向上加算Ⅱ ※リハマネ加算非算定	160
送迎減算	片道 47
移行支援加算	12
中重度ケア体制加算	20
重度療養加算	100